電化住宅向け

Ｑシフトプラン

（主契約料金条件）

2026年11月1日実施

スマイルパワー

株式会社　藤田商店

改定履歴

実施日	内 容	
2023.8.1		主契約料金条件制定（新規）
2024.9.1	・項番　1 ・項番　4 ・項番　6 ・別表　1	適用の表記を見直し。東京・中部エリアを追加 エリア追加に伴い周波数を 50 または 60 に変更 東京・中部エリアの料金を追加 四国エリアの基本料金について 10kW を超えた際の単価を追加 東京・中部エリアの燃料費調整単価算出係数等を追加
2025.4.1	・項番　1 ・項番　6 ・別表　1	適用エリアに関西・中国エリアを追加 各エリアの料金単価を見直し 関西・中国エリアの燃料費調整単価算出係数等を追加
2026.11.1	・項番　6	託送料金改定に伴い相当額を料金単価に反映

Ｑシフトプラン目次

Ⅰ　本　則……1

1.　適用……1
2.　契約種別……1
3.　適用範囲……1
4.　供給電気方式、供給電圧および周波数……1
5.　契約容量……1
6.　料金……2

【東京エリア】……2

【中部エリア】……3

【関西エリア】……3

【中国エリア】……4

【四国エリア】……4

7.　基本料金割引……5

別　表……6

1.　再生可能エネルギー発電促進賦課金……6
2.　燃料費調整額……6

別表１（東京電力エナジーパートナー株式会社管内）……9

別表１（中部電力ミライズ株式会社管内）……10

別表１（関西電力株式会社管内）……11

別表１（中国電力株式会社管内）……12

別表１（四国電力株式会社管内）……13

Ⅰ　本　則

1.　適用

(1) このＱシフトプラン料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は、次の一般送配電事業者の供給区域に適用いたします。ただし、離島や高圧一括受電の施設などを除きます。

・東京エリア（東京電力パワーグリッド株式会社　供給区域）
・中部エリア（中部電力パワーグリッド株式会社　供給区域）
・関西エリア（関西電力送配電株式会社　供給区域）
・中国エリア（中国電力ネットワーク株式会社　供給区域）
・四国エリア（四国電力送配電株式会社　供給区域）

2.　契約種別

この料金条件の契約種別は、「Ｑシフトプラン」といたします。

3.　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、電気式給湯器（電気温水器、エコキュートなど）の運転時間調整または蓄電池の充放電時間調整をお客さまにて対応できる場合に適用いたします。

なお、下記の要件を満たす需要といたします。

イ　使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 10 キロボルトアンペア以下であること。

ロ　1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

4.　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式　交流単相 3 線式
標準電圧　　100V および 200V
標準周波数　　50 または 60 ヘルツ

5.　契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量として設備申請されている値（電気工事業者にて送配電事業者へ申請されている値または既存契約の値）といたします。

ただし、実際の使用電力が前述の設備容量を超えた場合は、その超過電力に合わせて見直しさせていただきます。

6. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とし、当該地域のみなし小売電気事業者が公表している燃料費調整単価をお客さま電気使用量に応じて加算または減算いたします。

【東京エリア】

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ１月につき次の通りといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

円税込

基本料金　6kVA まで	2,340.00 円
6kVA を超える 1kVA につき	390 円
基本料金割引 給湯器または蓄電池の充放電時間を調整いただいた場合	-600 円

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

（昼夜時間帯別の価格差はありません）

円税込

電力量料金	31.85 円/kWh

【中部エリア】

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ１月につき次の通りといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

円税込

基本料金	10kVA まで	3,000 円
	10kVA を超える 1kVA につき	446.7 円
基本料金割引 給湯器または蓄電池の充放電時間を調整いただいた場合		-1,100 円

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

（昼夜時間帯別の価格差はありません）

円税込

電力量料金	25.20 円/kWh

【関西エリア】

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ１月につき次の通りといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

円税込

基本料金	10kW まで	2,230 円
	10kW を超える 1kW につき	460 円
基本料金割引 給湯器または蓄電池の充放電時間を調整いただいた場合		-1,400 円

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

（昼夜時間帯別の価格差はありません）

円税込

電力量料金	23.70 円/kWh

【中国エリア】

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ１月につき次の通りといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

円税込

基本料金　　10kVA まで	2,230 円
10kVA を超える 1kVA につき	519 円
基本料金割引 給湯器または蓄電池の充放電時間を調整いただいた場合	-700 円

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

（昼夜時間帯別の価格差はありません）

円税込

電力量料金	33.60 円/kWh

【四国エリア】

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ１月につき次の通りといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

円税込

基本料金　　～10kW まで	4,000 円
10kW を超え 1kW につき	200 円
基本料金割引 給湯器または蓄電池の充放電時間を調整いただいた場合	-2,500 円

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

（昼夜時間帯別の価格差はありません）

円税込

電力量料金	31.95 円/kWh

7. 基本料金割引

次のいずれかの機器について運転時間変更が確認できた場合に適用いたします。
運転時間は、本プラン供給開始に合わせて当社から指定させていただきますが、時期により再変更をお願いする場合があります。
運転時間変更が確認できない場合は、割引を解除させていただきます。

電気式給湯器（電気温水器、エコキュート）
運転時間を当社が指定する時間にシフト頂いた場合に適用いたします。
［例　通常 23 時以降に運転　⇒　10 時から運転］

蓄電池
充放電時間を当社が指定する時間にシフト頂いた場合に適用いたします。

例　充電時間　23 時以降の設定　⇒　10 時からの設定
　　放電時間　18 時以降の在宅時間に設定

別　表

1.　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 カ月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ法」といいます。）第十七条第一項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再エネ法第十七条第五項または第 六項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イ にかかわらず、イ によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再エネ法第十七条第三項に規定する政令で定める割合として再エネ法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

2.　燃料費調整額

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

平均燃料価格 ＝ A × α ＋ B × β ＋ C × γ

A ＝ 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝ 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝ 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α、β、γ＝ 本約款別表 1 に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は 1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

なお、基準燃料価格Ｘは、別表 1 に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格Ｘ円を下回る場合

燃料費調整単価＝（Ｘ―平均燃料価格） × 下記ホの基準単価／1,000

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格Ｘ円を上回る場合

燃料費調整単価＝（平均燃料価格－Ｘ） × 下記ホの基準単価／1,000

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月分の料金に係る計量期間

「計量期間」とは，一般送配電会社の託送約款等に定める計量期間または検針期間

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は、当該月の常時供給電力および予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して次の算式により算定される金額とします。

燃料費調整額 ＝ 使用電力量×燃料費調整単価

ホ　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、この料金条件の別表1に定めるものとします。

別表１（東京電力エナジーパートナー株式会社管内）

1. 燃料費調整単価算出係数等

項　　目		値
係数	α	0.0048
	β	0.3827
	γ	0.6584
基準燃料価格	X	86,100 円
基準単価 （1 キロワット時につき）	低圧	0.183 円

上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

別表１（中部電力ミライズ株式会社管内）

1. 燃料費調整単価算出係数等

項　　目		値
係数	α	0.0275
	β	0.4792
	γ	0.4275
基準燃料価格	X	45,900 円
基準単価 （1 キロワット時につき）	低圧	0.233 円

上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

別表１（関西電力株式会社管内）

1. 燃料費調整単価算出係数等

項　　目		値
係数	α	0.0140
	β	0.3483
	γ	0.7227
基準燃料価格	X	27,100 円
基準単価	最低料金のあるプラン（15kWh まで）	2.475 円
	1kWh につき	0.165 円

上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

別表１（中国電力株式会社管内）

1. 燃料費調整単価算出係数等

項　　目		値
係数	α	0.0406
	β	0.0992
	γ	1.1994
基準燃料価格	X	80,300 円
基準単価	最低料金のあるプラン（15kWh まで）	3.185 円
	1kWh につき	0.212 円

上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

2. 離島ユニバーサルサービス調整係数等

項　　目		値
係数	α	1 .0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
基準燃料価格	X	79,300 円
基準単価	最低料金のあるプラン（15kWh まで）	0.017 円
	1kWh につき	0.001 円

別表１（四国電力株式会社管内）

1. 燃料費調整単価算出係数等

項　　目		値
係数	α	0.0875
	β	0.0770
	γ	1.1770
基準燃料価格	X	80,000 円
基準単価	最低料金のあるプラン （11kWh まで）	1.694 円
	1kWh につき	0.154 円

上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。